

仕 様 書

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2 m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

(3) 個別物件の条件

① 北海道開拓の村管理棟（C、D、E）及び屋外（土地）の設置箇所の一部（H、I、J、O）は設置者の責任において電源設置工事を実施したうえで自動販売機を設置すること。

なお、電源設置工事に際しては、事前に北海道立総合博物館の指定管理者と協議すること。

② 自動販売機（H、I、J、K、L、M、O）の設置期間は毎年4月16日から11月3日までとすること。

なお、設置期間終了後は自動販売機を撤去し、設置期間開始前に再設置すること。

③ 屋外（土地）に設置する場合、事前に北海道立自然公園条例第10条第4項の規定に基づく工作物の設置許可を得ること。

なお、自然公園の景観に調和した色彩の機種を採用するなど、許可条件を遵守すること。

④ 屋外（土地）に設置する自動販売機は、自然公園内の生態系への影響等を考慮し夜間（18時～翌5時）は自動でディスプレイ部分を消灯又は減灯することが可能な機種とすること。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

自動販売機脇に回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任において屋外の回収ボックスは毎日1回以上、屋内の回収ボックスは衛生的環境を確保するために必要な頻度で回収し、適切にリサイクルすること。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容積

回収頻度を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミが入りにくい構造のものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

また、屋外（土地）に設置するものについては、小動物や虫（特に蜂）が入りにくい構造とするとともに、風で飛ばないように設置すること。

（3）自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。
- ③ 自動販売機に故障・トラブル時等における設置者の連絡先を記載し、利用者からの連絡・苦情等に対し即時対応すること。

3 販売商品の種類等

（1）販売品目

- ① お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。
- ② 設置箇所により利用者の年齢層や目的が異なることから、道及び指定管理者と協議するなどして利用者ニーズに配慮した商品を販売すること。

（2）販売価格

標準小売価格を上回らない価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）運用方針第205条の17関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- （1）自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- （2）電源設置工事及び電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。

なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して北海道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。